



環境に関する最新的话题をピックアップしてわかりやすくご提供していきます。

## 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

当資料は、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社により作成された一般的な情報提供資料であり、勧誘を目的としたものではありません。また、法令等にもとづく開示書類ではありません。当資料に記載されている各事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果等を保証するものではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。特定の投資信託をお申し込みの際には、投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡します。必ずお受け取りの上、詳細をご確認ください。また、お申し込みに関する決定は、お客さま自身でご判断下さい。



## ECOトレンド

旬の情報をお届けするコーナーです。



### ★「水銀に関する水俣条約」が合意(環境省より)

水銀による人の健康や環境へのリスクを低減するため、水銀を使用した製品の製造や輸出入を制限する「水銀に関する水俣条約」が、2013年1月にスイスのジュネーブで開かれた国連の政府間交渉で合意されました。日本は水俣病の教訓を受け、脱水銀技術の導入に先進的に取り組んでいますが、その結果、血圧計や電池等から回収される水銀が余っており、今後は国内で保管する必要性が指摘されています。また、途上国では、金を含む鉱石から金を取り出す上で、安価な手法として水銀が多用されており、健康への悪影響が懸念されています。

(<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16232>)

### ★「奄美・琉球」の世界遺産暫定一覧表への記載(林野庁より)

林野庁と環境省では、2003年に、学識経験者からなる検討会を設置し、世界遺産の候補地として「奄美・琉球」を選定しました。これを受けて、2013年1月に開催された世界遺産条約関係省庁連絡会議において、自然遺産として日本の世界遺産暫定一覧表に記載することが決定しました。今後は、世界遺産委員会の事務局であるユネスコ世界遺産センターに、世界遺産暫定一覧表記載のために必要な文書を提出します。可能な限り早期に推薦書を提出し、世界遺産一覧表への記載を目指して取組みを進めていく予定です。

(<http://www.rinya.maff.go.jp/i/press/hozen/130131.html>)



## ミドリムシによる環境・食料・エネルギー問題の解決に向けて

### ミドリムシへの期待が高まる背景

地球温暖化や食糧問題、エネルギー問題が深刻化するなか、ミドリムシへの注目が高まっています。

ミドリムシは、長さ約50  $\mu\text{m}$ 、幅約10  $\mu\text{m}$ の微細藻の一種であり、動物にも植物にも属する生物です。鞭毛により水中を泳ぎ回ることができる一方、光合成することができるため、太陽光と二酸化炭素をエネルギー源として繁殖が可能です。

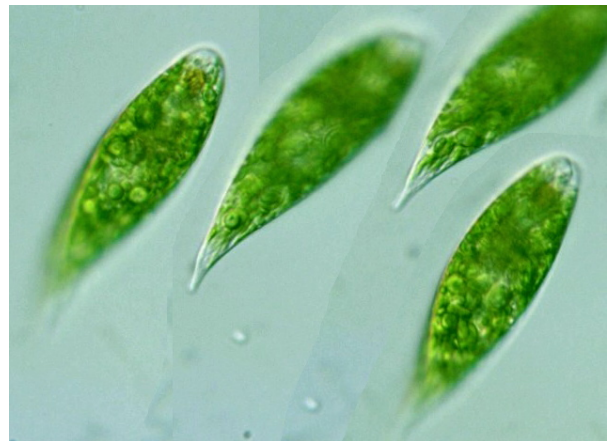
その二酸化炭素吸収能力は熱帯雨林の数倍ともいわれており、吸収を通じた地球温暖化問題解決への貢献が期待されています。

またその際に、ミドリムシの体内で作られ出される油脂分が、ジェット燃料に適していることから、航空機などの燃料に応用するための研究が進められています。

サトウキビやトウモロコシなどの植物を利用したバイオ燃料の場合、食料生産と競合するため、食料不足を招く問題が指摘されています。一方、ミドリムシの培養は、農地ではなく工業用のプールで行われるため、食料生産にマイナスの影響を与えません。

さらにミドリムシは、ビタミンB群、ビタミンEをはじめとした多くの栄養素を大量に含んでいるため、途上国の栄養不足を解決する手段として期待されています。

また、ミドリムシから燃料となる油脂分を抽出した残渣には、多くのタンパク質が含まれているため、家畜や養殖魚の飼料としての活用も期待されています。



出典：経済産業省、産業技術総合研究所等のHPを元にNKSJリスクマネジメント作成



## 微小粒子状物質(PM2.5)

### 微小粒子状物質 (PM2.5)とは

大気中に漂う粒径 $2.5\mu\text{m}$  ( $1\mu\text{m}=0.001\text{mm}$ )以下の小さな粒子のことです。非常に小さいことで、肺の奥深くまで入りやすく、肺がんや呼吸系への影響、循環器系への影響が懸念されます。

発生経路は大きく2種類です。1つは、物の燃焼等によって直接排出されるもの。もう1つは、硫黄酸化物( $\text{SO}_x$ )、窒素酸化物( $\text{NO}_x$ )等のガス状大気汚染物質が大気中で化学反応し粒子化したものです。



### 環境基準

日本では、環境基本法に基づき、環境基準を定めています。

**1年平均値  $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 かつ 1日平均値  $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 (平成21年9月設定)**

この環境基準値は、様々な国内外の疫学知見を基に、専門委員会において検討されたものです。

### 現在の状況 情報の入手方法

現在、大気汚染防止法に基づき、地方公共団体によって全国500カ所以上でPM2.5の常時監視が実施されています。現在の状況【速報値】は、環境省のサイト「そらまめ君」で確認できます。

**環境省「大気汚染物質広域監視システム(そらまめ君)」**

<http://soramame.taiki.go.jp/>

また、各地の状況は地方公共団体のホームページでも確認することができます。こちらからご確認ください。

**環境省「微小粒子物質(PM2.5)に関する情報」**

<http://www.env.go.jp/air/osen/pm/info.html>

出典：環境省微小粒子物質(PM2.5)に関する情報 (<http://www.env.go.jp/air/osen/pm/info.html>)



## 気になるECOワード

(出所：各種資料をもとにNKS J-RMが作成)

### エコマークホテル・旅館

エコマークとは、様々な商品（製品及びサービス）の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベルです。海外では、ヨーロッパ、北欧、アメリカなどでエコマークと同様のタイプⅠ環境ラベル機関によって多数のホテルが認定され、利用者の選択の目安とされています。日本においても、多くのホテル・旅館が行っている環境への取組みを可視化し、環境配慮が一目でわかるブランドマークとしてエコマーク認定が開始されています。第一号の認定ホテルには、スーパーホテル LOHAS JR奈良駅が選ばれました（認定日2012年12月21日）。

### シェールガス

シェールガスは頁岩（シェール）層から採取される天然ガスのことで、従来のガス田ではない場所から生産されています。「エネルギーの安定供給」が現在注目されていますが、シェールガスの開発により、天然ガスの供給量が増え、コストが下がると言われています。しかしながら、シェールガス開発により、「地震を誘発」するリスクや「水質を汚染」するリスクが高まることも懸念され始めました。開発と各種リスクの関連性はまだ立証されておらず、今後の行方に注目が集まっています。

### レッドリスト

レッドリストとは、絶滅のおそれのある野生生物の種のリストのことです。日本においては、日本に生息または生育する野生生物について、環境省にて専門家で構成される検討会を開催し、「環境省版レッドリスト」を公表しています。1986年から「緊急に保護を要する動植物の種の選定調査」が開始され、1991年に「環境省版レッドリスト」が記載された環境省版レッドデータブック「日本の絶滅のおそれのある野生生物—脊椎動物編」及び「日本の絶滅のおそれのある野生生物—無脊椎動物編」が取りまとめられています。以降、3度にわたる見直し作業がなされ、2013年2月、第4次レッドリストが公表されました。今回は、ニホンウナギが絶滅危惧種に選定されるなど、絶滅のおそれのある種の総数は、前回見直し時（2007年）の144種から167種に増加しました。

ぶなの森ニュース

2013年3月号

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

問合せ TEL 03-5290-3519(営業部)

ホームページアドレス：<http://www.sjnk-am.co.jp/>





<当ファンドの主なリスクと留意点>

《基準価額の変動要因》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

■価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

■流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

《その他の留意点》

- ◆クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ◆収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ◆ファンドとベンチマークは組入銘柄が異なることがあり、ファンドの運用成績はベンチマークを下回る場合があります

くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください

<お客さまにご負担いただく手数料等について>

くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください

損保ジャパン・グリーン・オープン（愛称：おなの森）への投資にともなう主な費用は、以下のとおりです。費用の詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。

■ **購入時手数料**

購入価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。  
※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

■ **信託財産留保額**

換金請求受付日の基準価額に0.3%を乗じた額です。

■ **運用管理費用（信託報酬）**

ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.575%（税抜1.50%）を乗じた額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末、または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

■ **その他の費用・手数料**

◆ **監査報酬**

ファンドの日々の純資産総額に定率（年0.00315%（税抜0.0030%））を乗じた額とします。但し、実際の費用額（年間26.25万円（税抜25万円））を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。

◆ **その他の費用（組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料 等）**

運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※ 当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第351号  
加入協会/一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会

当資料は損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（以下、弊社）により作成された一般的な情報提供資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託は金融機関の預金と異なりリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本、分配金の保証はありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。当資料に記載された意見等は予告なしに変更する場合があります。また、将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。投資信託の設定・運用は委託会社が行います。お申し込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、詳細をご確認の上、お客さま自身でご判断下さい。なお、お客さまへの投資信託説明書（交付目論見書）の提供は、販売会社において行います。